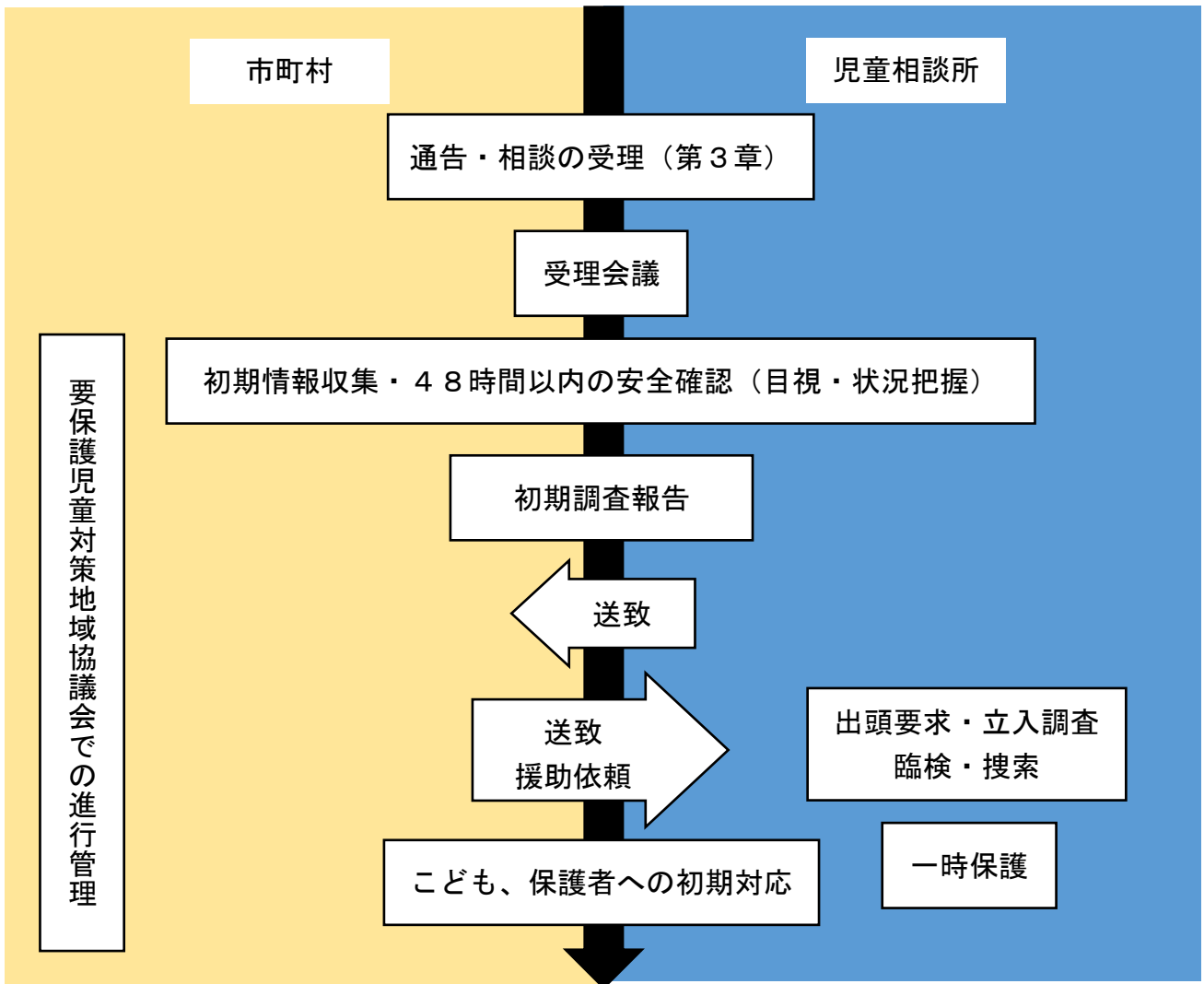

第4章

初期対応・安全確認・
送致・援助依頼

4-0 初期対応と安全確認の進め方



※夜間・休日・緊急時は、状況に即した対応フローを別に用意しておく。

4-1 受理会議

通告・相談を受理したら、できる限りその日のうちに受理会議を開催する。

1 事前準備

- ・ こども虐待相談・通告受付票（様式 1 第 1 1 章 - 1）
- ・ 緊急度アセスメントシート（様式 8 第 1 1 章 - 3）
- ・ 取扱い歴の確認
- ・ 住基情報の確認 など

2 開催手順

【市町村】

- (1) 関係部署（児童福祉主管課、母子保健主管課、教育委員会など）を緊急招集
- (2) 通告内容・受付票・初期情報を確認
- (3) 緊急性・安全確認の方法（誰が・どこで・いつまでに）を決定
- (4) 担当者・進行管理責任者を明確化
- (5) 会議録の作成
- (6) 相談・通告受付台帳（様式 6 第 1 1 章 - 2）等に記録

【児童相談所】

- (1) 関係者（所長、主席、児童福祉課、児童心理課、一時保護課など）を緊急招集
- (2) 通告内容・受付票・初期情報を確認
- (3) 緊急性・安全確認の方法（誰が・どこで・いつまでに）を決定
- (4) 担当者・進行管理責任者を明確化
- (5) 会議録の作成
- (6) 進行管理台帳等に記録

3 検討内容

・ 緊急性の判断

緊急度に応じて、送致や一時保護などの検討が必要となるため、まずは現在の情報における緊急度を検討する。また、この検討の過程で不明点が多い場合には、これを調査項目とし、調査の方法を検討する際に反映する。

・ こどもの安全確認、確保の方法

通告を受けてから原則 4 8 時間以内に目視によるこどもの確認を行う。通告窓口が行う以外にも、近隣住民や関係機関、こどもの所属機関の協力を得る形でこどもの状況を確認する方法をとる場合もある。緊急度によっては、こどもの安全確保のために、緊急一時保護（送致）をすることも検討する。

・調査項目と調査の方法

こどもの状態や家庭の状況を把握するために、特に必要な調査項目とその調査方法を検討する。特に、緊急度の判断に必要な情報は優先的に調査する必要がある。

調査については、受理した機関の職員が直接行う以外にも、すでに家庭と関わりのある機関に協力を得る方法もある。

受理会議の時点では、通告内容以外の情報がない場合も多い。ここでは短期間の情報収集の方法を検討するにとどめ、その結果を報告する場面（初期調査報告）で、援助方針の検討に向けた調査について検討する。

・報告期限

受理会議で検討した調査の結果を報告する期限を設定する。特に緊急度が高い場合には、報告の期限が当日中になる場合も想定される。また、初期調査報告は緊急度の精査を行う場面であるため、受理会議から1か月以内に行う。

・担当者

当該案件をメインで対応する担当者を決める。ただし、一時保護等の介入の場面と支援の場面は担当者を分けることが推奨されているため、必要があれば場面ごとに担当者を設定する。

基本的にはこども、保護者、関係機関等とのやりとりは担当者が担うが、緊急度が高く、報告期限が短い案件などは、複数で役割分担して対応する。

主訴の判別

○きょうだいがいる家庭で虐待の疑いがある場合、直接虐待を受けていないとしても、他のきょうだいも安全確認を行う。

通告対象児童、きょうだい共に虐待が確認されない。

通告対象児童>助言指導終了（主訴変更）

きょうだい>家族状況欄にきょうだいの記録をする

通告対象児童に虐待あり、きょうだいは同じ内容の虐待が確認されない。

通告対象児童>調査継続

きょうだい>心理的虐待として受理し、調査継続

通告対象児童、きょうだいともに虐待あり。

通告対象児童>調査継続

きょうだい>該当する種別で受理し、調査継続

○きょうだい間での性的加害被害の通告があった場合、状況によって主訴が異なる。

加害側が明らかな場合

加害側>性格行動相談として受理

被害側>ネグレクトとして受理

加害、被害関係が明らかでない場合

双方ネグレクトとして受理

○保護者以外からの虐待行為である場合、ネグレクトとして受理する。

調査の方法及び担当者の決め方（児童相談所）

社会診断：児童福祉司がアセスメント及び指導・支援を行う。

心理診断：児童心理司がアセスメント及び指導・支援を行う。

一時保護：児童を一時保護し、児童指導員もしくは保育士が児童の行動観察を行う。

4-2 48 時間以内の安全確認

こども虐待対応では、受理後 48 時間以内の安全確認（目視・状況把握）が原則である。

1 安全確認の方法

(1) こども本人に直接会う（家庭訪問、学校・保育所での面談など）

可能であれば、家庭訪問で会う方法が望ましい。家庭でのこどもの様子、保護者への態度は、親子関係などの情報を非言語の情報で確認できる機会である。ただし、聞き取りを行う場合は、こどもとだけ話をできるように依頼するなど、可能な範囲で保護者の影響のない場を確保する。

家庭訪問が困難な場合やこどもからの通告である場合等では、学校等のこどもの所属機関の協力を得て、こどもと面談をする。面談の後、保護者と連絡を取る可能性についてこどもにも説明し、保護者への説明事項などについても事前に伝え、こどもの不安をできるだけ取り除けるように配慮すること。

(2) 関係機関（学校、保育所、医療機関など）に状況確認を依頼

登校、登園しているかどうか、最近変わった様子はなかったかなど、こどもの様子だけではなく、保護者やきょうだいの様子も確認する。

(3) 保護者が拒否する場合は、立入調査や警察同行を検討

詳細は「[第8章](#) 特殊ケースと法的対応」にて説明する。

児童安全確認民間協力員事業

通告のうち、泣き声が聞こえるなどのリスクが比較的軽微と思われるケースに限り、県が委託している事業者に家庭訪問による安全確認を依頼している。

県が発行した身分証を携帯し、児童相談所からの依頼で対応を行っている。

2 安全確認のポイント

- ・ こどもが話しやすい環境・相手（性別など）・場面を選ぶ。
- ・ 直接通告内容が身体的虐待やネグレクトではなかったとしても、発言だけではなく、傷ややせ、怯え、表情の不自然さなども観察し、通告内容以外の虐待の影響がないかも確認する。
- ・ 保護者が同席している場合は、無理に通告内容の状況を聞き出さない。
- ・ 安全確認の結果は、児童記録票、初期調査報告票などに状況・日時・方法などを記録しておく。

安全確認ができない場合

48 時間以内に安全確認ができない場合、必ず緊急会議を開き、初期調査報告として状況を報告し、立入調査等の要否についても含め、対応を検討する。

居所不明や緊急性は低いが慎重な対応を要する場合など、必ず即時立入調査を要する事例だけではない。

4-3 こども・保護者への初期対応ポイント

1 こどもへの対応

こどもは自分が通告した場合を除き、なぜ市町村や児童相談所が様子を確認しにきたのかを理解していないことがほとんどである。もっと言えば、虐待を受けているとしても、それを虐待であると認識すらしていないことも多い。

また、虐待やその対応を行う機関について知る機会も少ないため、見知らぬ人が来たという感覚を持つことが通常であろう。

そのため、以下の点に留意して対応する必要がある。

- ・安心感を与え、「あなたの安全を守るために話を聞いています」と目的を説明する。
- ・無理に話を聞き出さず、こどものペースを尊重する。
- ・面談はこどもが安心できる場所・相手を検討して行う。
(特に、虐待をしている疑いのある保護者が同席している場面では無理に聞き取りをしないほうがよい。)
- ・学校等のこどもの所属で面談をした場合、こどもに保護者への口止めをしないこと。
こどもが保護者に対して秘密を抱えるような状況にしない。

2 保護者への対応

保護者が自身で相談した場合であっても、虐待に起因する対応は警戒心を抱くものである。実際の虐待の有無にかかわらず、通告元や対応の根拠法を知りたいと要望したり、調査を拒否したり、攻撃的な態度をとったりする保護者は少なくない。

しかし、こどもと常に生活を共にし、こどもを一番理解しているのは保護者である。虐待対応機関は場合によっては通告内容以外のことを何も知らない状況であるため、調査や指導・支援において、こどもや家庭を理解するためには、保護者とのかかわりは重要である。

保護者を罰したり、否定する目的ではなく、こどものことを一番に理解している保護者からの、こどもの安全のために必要な情報を確認するという調査の一つであることを説明しつつ、以下の点に留意して対応する。

- ・通告元は絶対に明かさない。
- ・否認や拒否・攻撃的態度にも冷静に対応する。
事実関係について確認している中で、保護者が「そんなことはあり得ない」と否認する場合があるが、これについて「事実とは異なる」と軽率に判断し、保護者を責めないこと。特に、こどもと保護者の言い分が異なる場合には、慎重に対応する必要がある。
- ・保護者の困りごと・不安に共感する姿勢で接する。
まずはこどもの安全や育ちについてどのような考えを持っているかを確認し、その中での困りごとや不安があれば、そこには可能な限り寄り添い、問題解決について相談できることを説明する。
すでに改善に向けて対応している内容があれば、それも丁寧に聞き取る。
- ・DV被害が疑われる場合は個別面談やDV相談先の案内も検討する。
(詳細は「[第9章](#) 関係機関との連携」を参照)

DV 関係は、こどもの父が DV 加害者となる場合も、母が DV 加害者となる場合もある。児童虐待対応の部署はあくまでこどもの保護者として関わり、こどもへの影響について保護者と話し合う。そのため、DV 関係についての専門的な支援は DV 相談先と連携する必要がある。

また、秘匿避難等をしている場合や DV 加害者が明らかにこどもへの虐待を行っていることが明らかな場合等で、関わることでこどもの不利益となる場合を除いて、DV 被害者側のみを調査し、対応することは十分な調査とは言えず、避けるべきである。

3 その他の留意事項

- ・面談・訪問は複数職員で行う。

面談や訪問時に緊急を要する事態になることも想定されるため、一人で対応することはしない。不測の事態が起きた場合に組織対応ができるよう、面談や訪問の予定は組織で共有しておく。

- ・プライバシーを守り、第三者のいる場では話さない。

家庭訪問では、玄関先で話をすると近隣から話を聴かれている可能性もある。保護者にはその可能性を説明し、できるだけ玄関内に入って話を確認するなど、プライバシーに配慮して対応する。

4-4 情報収集

初期対応では多方面からの情報収集が重要である。

1 主な情報源とその内容

情報源	内容
学校・保育所・幼稚園	出欠や登校、登園状況 こどもの普段の様子（対人関係、発達、学力、行動特徴など） 傷あざの有無 集団健診等の結果 保護者の様子（対人関係、経済状況、育児不安など） など
医療機関	受診歴、診断、通院治療の状況 健診結果 栄養状況 など
民生委員・児童委員	家庭の評判 生活パターン 相談歴 など
福祉事務所	生活保護や手当の受給状況 相談歴 など
警察	通告や家族トラブルの対応履歴 など
家族・親族	生活状況 家族の関係性（夫婦関係、親族関係） 子育ての様子 これまでの生活の経過 等

2 収集の際の留意点

・「何を知りたいか」事前に明確化して依頼する。

電話や直接訪問で聴きとる方法もあるが、医療機関や公的機関には、依頼書等を送付する形で調査する場合もある。いずれにせよ、調査項目を明確にしてから依頼する。

・子どもを守る責任を説明し、協力を要請する。

調査への協力は任意であるが、まずは、子どもを守るために必要な調査であるという目的を丁寧に説明し、理解を得る。

・個人情報・守秘義務の徹底。

調査を依頼する相手には、例えば保護者や子どもに事前に許可を得られない場合、保護者や子どもに情報が開示されることはないように配慮されなければならない。

また、調査依頼の際に相手が知りえない情報を開示することがないように配慮しなければならない。

4-5 初期調査報告

安全確認と初期対応の結果は、受理会議で定められた期限までに**初期調査報告**として会議にて共有し、その後の対応を協議する。

1 事前準備

- ・ 初期調査報告票
- ・ 緊急度アセスメントシート（受理会議からの変化がわかるもの）（様式8 **第11章-3**）
- ・ リスクアセスメントシート（様式9 **第11章-3**）
- ・ ジェノグラムやこどもの成長曲線などの補足資料 など

2 検討内容

・ 緊急性の判断

初期調査の結果を踏まえ、再度緊急度を検討する。受理会議時点から補完された情報、状況の変化等による緊急度の変化はわかるように記録し報告する。

この時点でも緊急度が高く、かつ安全確保に支障をきたしている場合には、一時保護（送致）を検討する。

・ こどもの安全確認、確保の結果

安全確認や確保をいつ、だれが、どのように行い、結果としてどのような状況であったかを報告する。

・ リスクアセスメントと調査方法

「リスクアセスメントシート（様式9 **第11章-3**）」を使用し、報告時点で調査できている範囲を確認する。この時点で虐待ではなかったことが明らかな場合や、シートの項目が概ね網羅され、調査の過程で問題が明らかになり、適切な援助につながるなどして状況が改善している場合には、この時点で関わりを終了する判断になる（助言指導）。

ただし、リスクアセスメントをするには情報が不足している場合や、状況の改善が初期調査の中で見られない場合には、援助方針を決めるために調査を継続する。

・ 報告期限

初期調査報告で検討した継続調査の結果を報告し、援助方針を決定する期限を設定する。特に緊急度が高い場合には、報告の期限が当日中になる場合も想定される。

家庭の状況が流動的に変化することも踏まえ、緊急度が高ければ1か月以内、低い場合は3か月以内など、報告期限の目安を定めておく。どのケースも3か月に1回は状況確認ができる仕組みとなっていることが望ましい。

3 リスクアセスメントの目的

虐待に至るおそれのある要因（**リスク要因**）を確認しておくことは、家庭においてどのような問題解決の道筋があるかを検討する材料になる。それと同時に、家庭がこれまで対応できてきたリスク要因を把握することで、家庭の持つ健康度や解決力を知ることにもできる。

リスク要因を知ることが直接援助方針の策定に結びつくわけではないが、援助方針の評価のためには必要なアセスメントの視点である。

リスクアセスメントシート（様式9 第11章-3）は、状況の共有のために該当項目を計上する形になっているが、形式的なチェックリストとして活用するのではなく、上記の目的に合わせて使用し、問題解決が進んでいるかどうかの確認のためにチェックすることが望ましい。

4-6 送致・援助依頼の判断・手順

虐待通告を受け付けた機関が、そのケース進行の中心となる機関を移す必要があると判断したときに、**送致**を行う。また、進行の中心を移す必要はないが、児童相談所の専門性が必要だと判断したときに、**援助依頼**を行う。

1 市町村から児童相談所への送致

(1) 送致の基準

- ・ 緊急性・重篤性が高い（生命・身体の危険がある、一時保護が必要）
- ・ 市町村のみでは対応困難（専門的判定、行政措置等が必要）
- ・ 48 時間以内に安全確認できない（保護者が拒否）

(2) 送致の手順

※ 送致の必要性を検討する前の段階で、児童相談所に一報を入れても差し支えない。

① 会議で送致の必要性を協議・決定する。

② 「送致書（様式 1 1 **第 1 1 章 - 4**）」と調査記録・初期調査報告を児童相談所へ通知する。

※ 緊急性が高い場合が多いため、送致書（様式 1 1 **第 1 1 章 - 4**）の作成が間に合わなくとも、あるだけの資料を児童相談所に直接持ち込むなど、可能な限り状況を正確かつ迅速に伝える工夫をする。緊急性が高い場合には、早急に、口頭（電話や来所）により送致することとし、後日「送致書」を送付する。（送致日は電話や来所をした日にちである。）この場合にも、できるだけ市町村と児童相談所が十分に協議を行うため、対面による送致に努める。

③ 送致後も市町村は情報共有・協力体制を維持する。

④ 児童相談所は、送致を受けた後、受理会議をし、受理後速やかに「送致受理書（様式 1 2 **第 1 1 章 - 4**）」の通知を市町村に送付する。

送致書（様式 1 1 **第 1 1 章 - 4**）には、送致理由を明記し、情報の漏れ・行き違いがないようにする。

2 市町村から児童相談所への援助依頼

(1) 援助依頼の基準

- ・児童相談所に専門的な助言を求めたい場合
- ・児童相談所に同行調査、訪問、会議出席を依頼したい場合 など

(2) 援助依頼の手順

※ 援助依頼の必要性を検討する前の段階で、児童相談所に一報を入れても差し支えない。

① 会議で援助依頼の必要性を協議・決定する。

② 「要保護児童等の援助について（依頼）（様式 1 3 第 1 1 条 - 4）」と調査記録・初期調査報告等を児童相談所へ通知する。

※ 電話で相談し、助言を求めた場合も、必要に応じて、事後に上記依頼文を児童相談所に送付し、口頭でやり取りした内容を、改めて児童相談所が文書で回答するということもありうる。

③ 児童相談所は、依頼を受けた対応を行った後、所内の会議で報告し、対応結果の記録などを「要保護児童等の援助について（回答）（様式 1 4 第 1 1 章 - 4）」の通知文に添付して市町村に提供する。

3 児童相談所から市町村への送致

(1) 送致の基準

- ・緊急性・重篤性が低い（初めての通告で、内容が養育不安や支援の不足によるものなど）
- ・市町村のみで対応できるもの（支援メニューや定期的な訪問による養育不安の解消など、支援ニーズがあるもの。）
- ・48 時間以内の安全確認ができているもの。

(2) 送致の手順

※ 送致の必要性を検討する前の段階で、市町村と協議しておく。

① 会議で送致の必要性を協議・決定する。

② 「送致書（様式 1 1 第 1 1 章 - 4）」と調査記録・初期調査報告を市町村へ通知する。

※ 必要に応じて、児童相談所と市町村で同行訪問を行い、スムーズに支援へ移行できるようにする。

③ 市町村は、送致を受けた後、受理会議をし、受理後速やかに「送致受理書（様式 1 2 第 1 1 章 - 4）」の通知文を児童相談所に送付する。

送致書には、送致理由を明記し、情報の漏れ・行き違いがないようにする。
送致の具体例としては、警察からの書面通告（DV目撃等）などが考えられる。

4 市町村から児童相談所への通知

(1) 通知の基準

すでに児童相談所が対応中のケースで、新たな通告を市町村で受け付けた等の事情により、調査を行った結果、立入調査や一時保護等が必要と判断される場合。

(2) 通知の手順

※ 通知の必要性を検討する前の段階で、児童相談所に一報を入れる。

① 会議で通知の必要性を協議・決定する。

② 「児童相談所の対応について（通知）（様式 15 第 1 1 章 - 4）」を児童相談所へ通知する。

※ 緊急性が高い場合が多いため、通知の送付は事後に行っても差し支えない。

児童虐待防止法 第 8 条

市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

一時保護とは、こどもの安全を確保する等のために、児童相談所長の判断のもと、こどもを一時的に家庭から分離し、保護する措置（行政処分）である。

国の「一時保護ガイドライン」などを参考に、対応にあたる。

1 一時保護の目的

- ① こどもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため。
- ② こどもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため。

2 一時保護の判断基準

一時保護は、こどもの行動等を制限するものであるため、他に手段がない場合に行われるべきものではあるが、その検討に不必要に時間をかけ、判断に迷って躊躇することは、こどもの生命や権利に重大な影響を与える可能性があることを踏まえ、迅速に検討し、判断される必要がある。このとき、情報がすべて集まっていないという理由で介入を遅らせるべきではない。

そのため、常に以下の基準を念頭に置き、情報を整理し、会議にて判断する。

- ① こどもの生命に危険が予想されるほどの虐待を受けているおそれがある。
- ② 乳幼児で虐待を受けているおそれがある。
- ③ 性的虐待を受けているおそれがある。
- ④ 保護者が同意せず必要な医療行為ができないため、生命・身体の危険がある。
- ⑤ 在宅援助を行っているが、長期に渡って虐待の改善が見られないか、状況が悪化している。
- ⑥ 周囲の援助を拒否してこどもの安全が図れない。

3 一時保護の流れ

(1) 会議にて一時保護の必要性を協議・決定する。

上記の基準に関する情報のほか、緊急度アセスメントシートやリスクアセスメントシートなども確認し、総合的に判断する。

(2) 親権者等に一時保護の理由・目的を説明する。(同意書記入の依頼)

事前に親権者等に同意を得ることが望ましいが、虐待対応においては、親権者等が協力的ではなかったり、関わることに拒否的である場合がしばしばあることから、同意を得ることが難しいばかりか、一時保護を阻止しようとする場合もある。

一時保護は、親権者等や子ども本人の同意がなくとも、その必要があると裁判所にて認められ、一時保護状が発行されれば、実施できる。

その後の手続きのために、原則同意書への意向の記載を依頼する。同意の有無だけでなく、意見書として作成し、それを裁判所への請求資料に添付することができる。

ただし、例え事前同意のない一時保護であったとしても、一時保護当日に親権者等と接し、以下の説明事項についてわかりやすく伝え、一時保護への同意は得られなかったとしても、この後、児童相談所と関わっていくことの理解は得られるようにする。

【説明事項】

- ・一時保護の理由及び目的
- ・一時保護中の生活
- ・一時保護が行政処分であり、審査請求の対象であること及びその手続き方法
- ・今後の調査などの流れや大まかな期間の目安、児童相談所の決定プロセスなど
(ただし、保護者を安心させるために決定していない事項を既定路線のように伝えてはならない。)
- ・(不同意の場合) 一時保護の司法審査プロセス (意見書を裁判所に提出できること等)

(3) 一時保護決定通知書の交付

事前に同意を得るなどしている場合には、事前に一時保護決定通知書を親権者等に交付する。

緊急で一時保護を行った場合などは、一時保護を実施した後、速やかに交付し、親権者等に交付する。

(4) 一時保護の実施

一時保護は、児童相談所の一時保護所で行うか、都道府県知事の登録を受けた者（登録一時保護委託者）もしくは児童養護施設や里親等への委託により行う。

ただし、上記のいずれでも一時保護できない場合で、直ちに一時保護が必要なときは、2週間以内であれば、上記以外の者に一時保護委託を行うことができる。

一時保護の場所は、原則親権者等に通知することとなっているが、通知することでこどもの保護に支障が出る場合は、秘匿すること。

こどもには理由と必要性を説明し、**意向を必ず確認（意見聴取等措置）**するが、同意を得られなくとも一時保護を行うことを伝える。

一時保護は児童福祉法にて2か月の期限が定められているが、その性質上、期限より短くなることも、長くなることも想定されるため、その旨をこどもにも説明しておく。

また、一時保護を実施する場所での過ごし方なども説明し、こどもが可能な限り見知らぬ場所への不安を抱えないように配慮する。

(5) アセスメント（判定）を行い、援助方針を検討する。

具体的なアセスメントの方法は、「第5章 アセスメントと援助方針」にて説明する。

援助方針には、家庭に戻って生活する中で援助を行うか、社会的養護（里親・施設など）で生活する中で援助を行うかという選択が必要となる。

いずれにせよ、一時保護期間ができるだけ長期間に及ばないように、早急に調査し、アセスメントを行う必要がある。

また、援助方針の検討のために、**個別支援会議**を開催するなどして、市町村や関係機関の理解と協力を得る。

(6) 一時保護の解除

援助方針が決まれば、一時保護を解除し、適切な生活環境の中で援助を行う。

【一時保護（社会的養護の措置）から家庭に戻る場合の基準】

- ・家庭に戻った場合に、再度一時保護に至るような状況が発生しない見込みがあること。

安全かどうかは重要な視点であり、それと同時に、こどもの居所が安定することも育ちの中で重要である。したがって、再度一時保護の可能性があるのであれば、その可能性が低くなるまで、一時保護（措置）を継続し、環境調整を行うべきである。

- ・虐待の再発防止に向けた、具体的な変化や支援計画があること。

保護者の意識変容は重要な視点である。その上で具体的な行動や支援計画を立て、再度困難に陥った時の虐待の再発を防ぐことが大切である。具体的な変化や支援計画を、こども、保護者、児童相談所、市町村、関係機関などで共有し、今後の在宅支援や経過観察につなげる。

- ・こどもが家庭で安心して過ごせるという意向を持っていること。

家庭の変化や支援計画は、かならずこどもにも意向を確認し、それを反映するか、合意を得られるように努力する必要がある。こどもが安全な生活をイメージし、それがうまくいかない場合に、再度支援計画の見直しができるよう、どのようにサインを出すかも話し合っておく必要がある。生活の変化等についてイメージができていない場合、家庭復帰時やその後の環境の変化に対して強い不安を抱くことになり、行動の問題として現れることもある。

4 一時保護状の請求

一時保護状は、一時保護を行う必要のあるこどもの親権者等が、一時保護に対して同意をしない場合に、裁判所に対して児童相談所が請求する。

具体的な請求の方法等は、国の「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」を参照すること。

一時保護状は、事前請求と事後請求のどちらも可能である。

事後請求の場合、一時保護を開始した日を含めて7日間以内に請求する必要がある。

一時保護状が発布された場合、これは児童相談所が保管し、親権者等に対して交付されることはない。もし、こどもや親権者等が希望すれば、一時保護状の閲覧や複写の提供を行う。

しかし、請求を行った際の資料に関しては、通告元の情報が記載されているものであるため、正式な開示請求の手続きを依頼し、その手続きの中で、不開示情報の確認を行う。

5 一時保護中の生活援助

(1) 基本的な留意事項

一時保護中の大原則は、生活を通してこどもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。

しかしながら、こどもにとっては急に生活場所や関係する人が変わり、混乱を生じる。過酷な環境の中にいたこどもほど、安全な環境の中においても安心感が持てなくなっていることもある。

基本的な配慮として、以下のような対応をとる。

- ・ こどもが安心できる距離で関わる。(パーソナルスペース)
- ・ こどもがいつでも大人を頼れるように、目の届く範囲にいる。
自分から話しかけにくいことを想定して、定期的に声をかける。
- ・ 誠実に、わからないことなどはわからないと伝え、説明ができることにはわかるように答える。
- ・ こどもの大人に対する怒りを受け止める。
- ・ こどものペースを最大限尊重し、すぐに環境に適応することを求めない。
- ・ 一時保護されている場所では、暴言や暴力は一切禁止されていることを説明する。

パーソナルスペース

他人に近づかれると不快に感じる空間のことであり、その範囲の広さは個人の価値観や相手との関係などによって異なる。他人が無断でこの範囲に侵入すると、不安や緊張が高まり、ストレスを感じる。

一般的には、腕一本分以上の距離を置くことで、相手を侵害しないで過ごすことができる。

（２）一時保護開始時のこどもへの対応

一時保護されたこどもは、まずは環境の変化に動揺し、喪失感を抱いていることが多い。そのため、まずはその動揺や喪失感などについて共感し、一時保護によって当然引き起こされる感情や反応であることを伝える。そのうえで、以下の説明を行う。

・一時保護の理由や目的

一時保護の理由や目的は、こどもの安全を図ることであり、児童相談所が決定をしたことを説明する。

こどもが自分自身の責任で起きたことだと感じたり、保護者に捨てられたと感じたりすることのないよう、伝え方を十分配慮する。

・今後の流れ

1日の生活の流れや生活する場所の説明に加え、法律に基づき、基本的には1カ月程度で今後の方針が固まり、家庭に戻るか、そうでない場合には長期的な生活ができる場所での生活を準備し、2か月以内に解除する考えであるが、この期間は早まることや長くなることもあることを説明する。ただし、こどもの状況によって対応方針が異なるため、すべてのこどもにこの説明をするわけではないことに留意する。

また、方針を決めるために、こども自身の話を聴いたり、心理検査を行ったり、身体に関する検査や治療などを行うなど、そのこどもが体験する対応の内容について、こどもが理解できるように説明をする。

これらは、一時保護開始時のみならず、その後も定期的に伝えることが望ましい。

こどもへの説明を行った際は、必ずこどもの意向を確認する。こどもの安全のために、意向をかなえることができない場合には、その理由をこどもが理解できるように説明する。

(3) 一時保護開始時に必要な情報

・外傷、栄養状態等の身体状況

衣服で隠れた部分の確認も要するため、こどもに理由を説明し、服の下に傷などがないか見せてもらうよう依頼する。必ず、こどもと同性の職員が対応し、他の職員やこどもが通じかからない、プライバシーが守られた状況で確認する。

傷等があった場合には、記録として写真を撮る。

傷等がある場合や発熱等の症状がある場合などは、応急処置をし、病院を受診できるように手配する。

また、一時保護開始から速やかに、健診を受けられるようにする。

・アレルギーや服薬、通院等の状況

特に食物アレルギーについては、早期に確認し、食事内容には注意する。服薬や通院がある場合には、児童相談所が保護者の代わりに通院を行うか、服薬している薬を用意してもらう必要がある。

これらは、一時保護する場所に看護師がいる場合には、必ず情報を共有し、適切に管理する。

保護者やこどもから確認できない場合、こどもの所属があれば、情報提供を依頼する。健康診断や歯科検診の結果も確認することが望ましい。

一時保護中の病院受診

一時保護中の病院受診の費用は、公費によって負担する。

児童相談所が発行する「受診券」が必要になるため、一時保護を開始する際には速やかに手配する。

・学力や学習進度

一時保護中は、安全確保のために外出が制限され、結果として学校に普段通り通学できないこともある。学力や学習進度は、アセスメントのためにも必要な情報だが、一時保護の場での学習支援にも必要な情報である。

・習慣や趣味など

一時保護という特殊な状況に置かれている中で、できるだけ普段の生活で親しんでいる習慣や趣味を維持できるように確認する。一時保護施設では、集団生活の場合が多いため、すべてができるわけではないが、可能な範囲で実現できるよう、話し合うことが重要である。

(4) 一時保護中

一時保護中には、以下の対応が保障されなければならない。

・医療受診

一時保護中の受診は児童相談所長の権限で行うものである。虐待による怪我以外にも、生活の中での突発的な発症に対応する。

受診の結果

治療の必要があれば、親権者等の同意がなくとも、児童相談所長の権限で治療を行う。ただし、家庭復帰に向けて調整することが原則であることから、親権者等に受診の結果や治療の必要性、方法について説明をし、理解を求める。

必要に応じて、傷等の診断書や意見書を医療機関から発行してもらう。また、状況によっては、親権者等に病院に同行してもらい、医師の説明を受けられるようにする。

・学習支援

通学が可能な子どもについては、一時保護施設等からの通学ができるように調整する。特に、入学式・卒業式・修学旅行など、子どもにとって重要な行事には、安全が確保できる範囲で出席を調整する。

一時保護中の学習支援

安全面や距離の問題から、通学ができない子どももいるため、千葉県では、民間事業者に学習支援を委託し、子どもに適した教材を使って支援を行えるようにしている。

また、学習に関しては、子どもの所属している学校と常に連携をとり、定期テストの実施も行う。

・個別ケア

特に、一時保護施設は集団生活になるが、集団生活のルールを一律に押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきである。これまでの生活習慣から、適応が難しい状況があれば、徐々に参画してもらえらるよう調整する。

ルールについては、その目的を子どもに説明して理解を得るようにし、もし目的の説明ができないルールがあれば、そのルールの取扱いについて再度職員間で協議すべきである。

衣服については、特に下着類は、他の子どもと共有するものであってはならない。

また、子どもの所持物については、合理的な理由なく持ち込みを禁止してはならない。

（５）特別な状況へのケア

一時保護されるこどもの背景は多様であり、さらに環境の変化や不安感などによって、様々な行動が現れることがある。

事前にどのような行動が現れるかを知識として把握し、実際に行動が起きたときに冷静かつ適切なケアを行えるように準備しておく。

【一時保護中に起きる行動の例】

- ・ 他害
- ・ 性的問題
- ・ 自傷
- ・ 無断外出 など

性的虐待の疑いがあるこども

まずは、被害確認面接（もしくは司法と合同で行う代表者聴取）を行い、被害の状況を確認する。そのうえで、身体状況を確認するために、婦人科（もしくは小児科）を受診する。

面接では語らなかった被害が、受診によって判明することもあるため、原則受診することが望ましい。

また、被害にあったこどもは、自分の体がどの程度傷ついているのかわからず、強い不安を抱いている。受診することで、「問題がない」ということを医師から伝えられることは、こどもの安心につながる。

（６）一時保護解除時

一時保護解除の際も、一時保護中に築いた人間関係を失ったり、環境の変化を感じたりするため、不安や怒り、悲しみが現れることがある。できる限りこどもが見通しを持って過ごせるよう、解除について伝える時期についても配慮が必要である。

家庭復帰であっても、社会的養護への措置であっても、今後も児童相談所職員が継続的に支援を行うこと、その具体的な内容や頻度なども共有し、**必ず意向を確認する。**

社会的養護への措置の場合は、措置先の職員や里親等との交流や、施設などに見学に行くなどの機会を作り、こどもの不安を緩和することに努める。

6 親権者等とこどもの面会・通信

児童相談所においては、こどもと保護者間のコミュニケーションをサポートすることが重要な業務の一つである。このため、一時保護中であっても、親権者等とこどもの面会・通信は対応が可能な範囲で行うことが原則である。合理的な理由がない限り制限してはならない。

しかし、以下のような場合には、面会・通信の制限について慎重に判断する必要がある。

- ・ こどもと親権者等の発言内容が食い違っており、面会・通信を通じて、親権者等がこどもの人格等を否定するような言動を行う可能性がある。
- ・ こどもが親権者等の話題をすることに強く動揺しており、面会・通信によって悪影響が出る可能性がある。
- ・ 親権者等の精神状態が不安定であり、こどもに対しても攻撃的な言動をとる可能性がある。
- ・ 親権者等が一時保護に同意しておらず、児童相談所に不当に居座ったり、侵入を試みたりするなど、こどもを連れ去るおそれがある。
- ・ 親権者等がこどもに「早く家庭に戻るために、余計なことを言わないように」などと口止めをしたり、脅したりする可能性がある。
- ・ こどもに重大な虐待（犯罪行為）が行われた可能性があり、利害関係者の影響がない状況での調査が必要である。 など

面会・通信の制限は、任意の協力を得て行うもの（行政指導）と強制力をもって行うもの（行政処分）があるが、いずれにせよ、その理由についてこどもや親権者等に説明し、意向を確認する。また、制限の判断は会議に諮り、必要がなくなれば速やかに解除する。

親権者等が明確かつ真摯に面会・通信の制限に協力できない意向を示した場合には、行政処分による制限を行う。詳細は「[第8章](#) 特殊ケースと法的対応」にて説明する。

7 成人年齢到達時の対応

児童相談所の対応は、原則18歳未満の児童に限るが、一時保護中に、成人年齢（18歳）に達する場合がある。

成人年齢を迎えるまでに、その後の対応（生活場所が決まるまで一時保護施設で過ごすこと、一時保護施設での行動制限など）をこどもと職員で話し合っておく。

成人年齢になると、本人の希望がない場合は一時保護を継続することはしない。本人が希望した場合には、改めて本人宛に一時保護決定通知を交付する。

8 審査請求

一時保護は行政処分であるため、行政不服審査法にのっとり、親権者等には審査請求の手続きを行う権利がある。一時保護決定通知の際には、この権利について適切に説明し、窓口について案内する。

ただし、本審査手続きを開始しても、その時点で一時保護が中断されたり解除されたりすることはなく、処分の決定手続きが適切に行われたかを審査するものであるという、手続きの趣旨も説明しておく必要がある。

【審査請求の窓口】

千葉県総務部審査情報課

9 期間延長の申立て

一時保護は児童福祉法において、その期間が2か月を超えてはならないと規定されているが、やむをえない状況がある場合には、期間を延長することができる。

ただし、これには親権者等の同意が必要であり、同意が得られない場合には、児童相談所から家庭裁判所に延長に関する申立てを行う必要がある。

この申立ては、一時保護を開始した日から2か月以内に審判結果が出る必要があるため、概ね一時保護開始から40日を経過する時点で、期間延長の見込みがある場合には、その理由とおおよその期間をこどもと親権者等に説明し、意向を確認する必要がある。

したがって、一時保護中のアセスメントと方針決定はおおよそ1か月程度で行われなければならない。